

## 国民健康保険被保険者証 更新のお知らせ

現在使用している国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、平成 29 年 9 月 30 日までとなります。10 月 1 日からの新しい被保険者証は、9 月末までに簡易書留【\*】でお送りします。

健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、平成 29 年 9 月 30 日までとなります。10 月 1 日からの新しい被保険者証は、9 月末までに簡易書留【\*】でお送りします。

（今お使いの被保険者証は、10 月から使用できなくなります。有効期限が切れた後は、お手数ですが内容が読み取れないように細断して処分してください。）

【\*】簡易書留：郵便局の配達員が直接手渡しして配達します。受け取り時に受領印などが必要になります。配達時に不在の場合は、郵便局の配達員が「不在連絡票」を置いていきますので、「不在連絡票」に記載の「羽村郵便局コールセンター」（電話 042-555-3422）に必ずご連絡のうえ、再配達を受けてください。

新しい被保険者証の有効期限は、平成 31 年 9 月 30 日までとなります。ただし、国民健康保険税の滞納がある世帯は、滞納の状況により有効期限が短くなりますのでご注意ください。

●有効期限  
新しい被保険者証の有効期限は、平成 31 年 9 月 30 日までとなります。ただし、国民健康保険税の滞納がある世帯は、滞納の状況により有効期限が短くなりますのでご注意ください。

### 療養費適正化 点検業務のお知らせ

町の国民健康保険では、年々増加傾向にある医療費の適正化のため、業務の一環として、被保険者の方が保険診療にて受診された柔道整復師（接骨院・整骨院など）・はり灸・マッサージなどの療養費の点検業務を行なっております。

この点検業務は、柔道整復師・鍼灸師等からの請求内容が適正であるかを確認するためのものです。対象となった方には、点検機関（ガリバー・インターナショナル株式会社）より、施術内容や負担内容などを照会するため、受診内容確認のアンケートを送付させていただきます。なお、ご回答いただいた内容は、医療費の適正化業務以外に利用することはありませんので、医療費の適正化のためご協力をお願いします。

●内容の確認を  
新しい被保険者証が届きましたら、記載内容の確認をお願いします。記載内容が不明な点や、内容が変更されている場合は、お問い合わせください。

●内容の確認を  
新しい被保険者証が届きましたら、記載内容の確認をお願いします。記載内容が不明な点や、内容が変更されている場合は、お問い合わせください。

●内容の確認を  
新しい被保険者証が届きましたら、記載内容の確認をお願いします。記載内容が不明な点や、内容が変更されている場合は、お問い合わせください。

●内容の確認を  
新しい被保険者証が届きましたら、記載内容の確認をお願いします。記載内容が不明な点や、内容が変更されている場合は、お問い合わせください。

●内容の確認を  
新しい被保険者証が届きましたら、記載内容の確認をお願いします。記載内容が不明な点や、内容が変更されている場合は、お問い合わせください。

●内容の確認を  
新しい被保険者証が届きましたら、記載内容の確認をお願いします。記載内容が不明な点や、内容が変更されている場合は、お問い合わせください。

●内容の確認を  
新しい被保険者証が届きましたら、記載内容の確認をお願いします。記載内容が不明な点や、内容が変更されている場合は、お問い合わせください。

載内容に間違いがあった場合には、お手数ですが担当までご連絡ください。

### ジエネリック医薬品を利用しましょう

ジエネリック医薬品とは、後発医薬品とも呼ばれ、新薬の特許が切れた後に、新薬と同等の成分で作られる医薬品です。安全性や効果は新薬と同等ながら、新薬に比べ低価格で利用することができ、このジエネリック医薬品を利用することで、薬を併用していたり、継続的に服用している人ほど、薬代を低く抑えることができます。

ジエネリック医薬品を処方してもらうには、まず医師や薬剤師に相談しましょう。もし相談しにくい場合は、窓口で「ジエネリック医薬品希望カード」や、被保険者証に直接貼れる「ジエネリック医薬品希望シール」も一緒に

ジエネリック医薬品を処方してもらうには、まず医師や薬剤師に相談しましょう。もし相談しにくい場合は、窓口で「ジエネリック医薬品希望カード」や、被保険者証に直接貼れる「ジエネリック医薬品希望シール」も一緒に

ジエネリック医薬品を処方してもらうには、まず医師や薬剤師に相談しましょう。もし相談しにくい場合は、窓口で「ジエネリック医薬品希望カード」や、被保険者証に直接貼れる「ジエネリック医薬品希望シール」も一緒に

ジエネリック医薬品を処方してもらうには、まず医師や薬剤師に相談しましょう。もし相談しにくい場合は、窓口で「ジエネリック医薬品希望カード」や、被保険者証に直接貼れる「ジエネリック医薬品希望シール」も一緒に

ジエネリック医薬品を処方してもらうには、まず医師や薬剤師に相談しましょう。もし相談しにくい場合は、窓口で「ジエネリック医薬品希望カード」や、被保険者証に直接貼れる「ジエネリック医薬品希望シール」も一緒に

ジエネリック医薬品を処方してもらうには、まず医師や薬剤師に相談しましょう。もし相談しにくい場合は、窓口で「ジエネリック医薬品希望カード」や、被保険者証に直接貼れる「ジエネリック医薬品希望シール」も一緒に

ジエネリック医薬品を処方してもらうには、まず医師や薬剤師に相談しましょう。もし相談しにくい場合は、窓口で「ジエネリック医薬品希望カード」や、被保険者証に直接貼れる「ジエネリック医薬品希望シール」も一緒に

※このページの内容について問い合わせは、

福祉保健課 ☎ 83-2777